

# これまでの議論の経過

# 次期法改正に向けた検討スケジュール

## 生活困窮者自立支援

## 生活保護

見直し  
規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

### 論点整理検討会

（計4回程度）

※令和4年4月とりまとめ（予定）

議論の共有  
連携

### 国と地方の実務者協議

※令和4年3月とりまとめ（予定）

報告

### ワーキンググループ（計7回程度）

#### ① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

#### ② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

※ 社会保障審議会生活保護基準部会

生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施  
（次期検証は令和4年度）

令和4年5月  
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

※ 検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

# 論点整理検討会の体制・スケジュール(案)

- 今回の論点整理検討会は、① 特別部会の委員を中心に構成される親会(計4回程度)、② 幅広い研究者・実践者等から構成されるワーキンググループ(事業の在り方検討班、横断的課題検討班)(計7回程度)の2部構成とする(いずれも公開)。
- WGにおける詳細な議論に基づき論点整理の素案を作成し、親会ではWGの内容を踏まえて大枠の議論を行う。

	日程	議題
親会 第1回	2021年10月25日	(1) 座長の選任 (2) 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について 等
WG (合同)	2021年11月22日	(1) WG座長の選任 (2) 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について (3) 自立相談支援事業のあり方について 等
横断的課題検討班①	2021年12月3日	(1) 生活困窮者自立支援制度のあり方(地域共生社会との関係も踏まえて) (2) 地域の支援関係機関・関係分野との連携強化について (3) 地域づくり・居場所づくりについて
事業のあり方検討班①	2021年12月20日	(1) 就労支援事業のあり方について (2) 家計改善支援事業のあり方について (3) 生活保護との関係について
親会 第2回	2022年1月24日	個別論点報告①(WG(合同)、横断的課題検討班①、事業のあり方検討班①の報告)
事業のあり方検討班②	2022年2月21日	(1) 一時生活支援事業のあり方について (2) 住居確保給付金のあり方について (3) 貧困の連鎖防止(子どもの学習・生活支援事業等)のあり方について
横断的課題検討班②	2022年2月28日	(1) 都道府県の役割と町村部の支援、中間支援のあり方について (2) 人材の育成・確保について(人材養成研修、帳票、統計システム等を含む) (3) その他の論点(身寄り問題など)
WG (合同)	2022年3月7日	(1) 各検討班の議論の報告 (2) 論点整理(素案)について
親会 第3回	2022年3月24日	(1) 個別論点報告②(事業のあり方検討班②、横断的課題検討班②、WG(合同)の報告) (2) 論点整理(素案)について
WG (合同)	2022年〇月〇日	論点整理(案)について
親会 第4回	2022年〇月〇日	論点整理(案)について
-	2022年〇月〇日	論点整理とりまとめ

※ 以降、困窮・保護部会を開催予定。